広島県水道広域連合企業団の物品・委託役務業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和8年4月1日から広島県水道広域連合企業団(以下、「水道企業団」という。)が行う物品調達及び委託役務業務(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務を除く。以下同じ。)の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める。

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 広島県物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- (2) 政令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 営業に必要な許可、認可等を受けている者であること。

2 入札参加の停止

広島県水道広域連合企業団企業長は、入札参加資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、政令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当する場合には、その事実があった日から、3年間を限度とする期間、入札に参加させないことができる。

3 随意契約の取扱い

水道企業団は、物品調達及び委託役務業務の契約を随意契約によって行う場合においても、原則として、入札に参加する者に必要な資格を有する者の中からその相手方を選定する。